

大分市産の
農林水産物等を
活用した取組を
支援します！

平成28年度 「おおいたの幸」ブランド化支援事業補助金 募集要領（第4回）

大分市の農林水産物等の地域資源を活用した研究・商品開発、販路拡大を
応援します！

支援内容

研究開発支援事業

大分市の農林水産物等の地域資源を活用し、新たな商品化に繋げるための調査研究や試作品開発等を支援します。

商品化促進支援事業

大分市の農林水産物等の地域資源を活用した新たな商品開発を支援します。

販売力強化支援事業

大分市の農林水産物等の地域資源を活用した商品（既存商品のブラッシュアップを含む。）の販路を新たに県内外へ拡大する取り組みを支援します。

平成27年度の実施事業

【研究開発支援事業】

- ◆大葉の香味オイル抽出試験・研究
- ◆大分市産の甘藷「紅はるか」を利用した加工品の試作研究
- ◆いちごを使った加工品の開発

【商品化促進支援事業】

- ◆大分市産の新品種栗「ポロタン」を使用した商品開発
- ◆規格外ごぼう（大分市戸次産）を使用した新商品開発
- ◆戸次ごぼうの酢味噌漬けの商品化
- ◆宗麟カボチャのおつけクッキー（仮名）で大友宗麟を人気者にしよう！
- ◆大分市産の鯛、甘夏等を使用した「関鯛最中茶漬け」の商品化

【販売力強化支援事業】

- ◆大分市産くろめ加工品（くろめ醤油味付）の2015年ミラノ国際博覧会におけるPR
- ◆大分市戸次産「さらさら戸次ごぼうスープ」の販売力強化
- ◆大分市産山羊乳を使用した加工品等の販売促進強化
- ◆「関もの」販売促進
- ◆大分市産ニラの端材を使った発酵茶および粉末製品の販路開拓

■申請締切 平成28年9月30日（金）17時15分必着

■提出・問合せ先

大分市農林水産部 農政課 農産品流通担当班

〒870-8504 大分市荷揚町2番31号（本庁舎8階）

TEL：097-537-7025（直通） FAX：097-534-6176

e-mail：nosei3@city.oita.oita.jp

（提出書類は、郵送又は直接持参してください）

平成28年9月
大分市農林水産部 農政課

「おおいたの幸」ブランド化支援事業補助金 募集要領

1 事業の目的

意欲のある農林漁業者や中小企業者等が行う新商品や新技術の開発及び販路拡大を支援することにより、本市農林水産物等の地域資源の活用を促進するとともに、地域経済の発展に資することを目的としています。

2 補助対象者

(1) 中小企業者

県内に事業所を有する事業者（中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律（平成20年法律第38号）第2条第1項に規定する者）

(2) 農林漁業者

県内に住所または事業所を有する農林漁業者（法第2条第2項に規定する者）

(3) 特定非営利活動法人（NPO法人）

県内に事業所を有する特定非営利活動法人（特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する者）

3 補助要件・内容

(1) 補助要件

- ①本市産の農林水産物等の地域資源を活用した取組であること。
- ②成果が本市の産業振興に寄与するものであること。
- ③商品化促進支援事業において開発された商品について、ラベル（表面または裏面）もしくはパッケージ等に、本市内産の地域資源を使用していることが分かるように表記すること。

例) 大分市産から使用

佐賀県産くろめ使用 etc...

(2) 補助内容

事業区分	事業内容	補助率	補助限度額
①研究開発支援事業	大分市の農林水産物等の地域資源を活用し、新たな商品化に繋げるための調査研究や試作品開発等を支援します。	10/10 以内	10万円 (20万円)
②商品化促進支援事業	大分市の農林水産物等の地域資源を活用した新たな商品開発を支援します。	1/2 以内 (2/3 以内)	100万円
③販売力強化支援事業	大分市の農林水産物等の地域資源を活用した商品の販路を新たに県内外へ拡大する取組を支援します。	1/2 以内 (2/3 以内)	100万円

※1 表中のカッコ内は、大分市6次産業化戦略品目を主たる原料とする場合

【大分市6次産業化戦略品目】米、大葉、牛乳、ニラ、ミツバ、乾椎茸、生椎茸、水耕セリ、イチゴ、アジ、サバ、ブリ、豚肉、ブロイラー、卵、胡蝶蘭

※2 当該年度内において、①は、②または③の事業を組み合わせることはできません。（②及び③は、組み合わせる申請できます。）

※3 ②及び③の事業を組み合わせる場合、事業に対し交付する補助金の限度額は、100万円となります。

4 補助対象経費

(1) 補助対象経費及び内容

事業区分	補助対象経費	内容
研究開発 支援事業	研究開発費	原材料費、機械装置等リース又はレンタル費、分析等委託費、外注加工費、マーケティング費等
	謝金	講師等外部専門家に対する謝金
	旅費	講師等外部専門家又は事業実施に必要な役職員の旅費
	事務費	会議費、会場借用料、印刷製本費、資料購入費、通信運搬費、筆耕翻訳料、消耗品費、雑役務費等、コンサルタント費等
	その他	上記以外で市長が認める経費
商品化促進 支援事業	商品開発費	原材料費、機械装置等リース又はレンタル費、分析等委託費、外注加工費、産業財産権等取得費、デザイン費、マーケティング調査費等
	謝金	講師等外部専門家に対する謝金
	旅費	講師等外部専門家又は事業実施に必要な役職員の旅費
	事務費	会議費、会場借用料、印刷製本費、資材購入費、通信運搬費、筆耕翻訳料、消耗品費、雑役務費等、コンサルタント費等
	その他	上記以外で市長が認める経費
販売力強化 支援事業	販売力強化費	マーケティング調査費、広告宣伝費、展示会等出展料、会場設営費、販売委託費、産業財産権等取得費、デザイン費、サンプル作成費、改良費等
	謝金	講師等外部専門家に対する謝金
	旅費	講師等外部専門家又は事業実施に必要な役職員の旅費
	事務費	会議費、会場借用料、印刷製本費、通信運搬費、筆耕翻訳料、消耗品費、雑役務費等、コンサルタント費等
	その他	上記以外で市長が認める経費

(2) 証拠書類

本事業の対象として明確に区分できるもので、かつ証拠書類（領収書等）によって金額等が確認できるもののみとします。

(3) 留意事項

- ①以下に掲げる経費については、補助金の交付の対象となる経費から除外します。
 - 機械装置等リース又はレンタルにかかる費用において、車両、パソコン等の汎用性があると認められる経費
 - 既存（本体）事業との区分が不可能な共通の経費
 - 消耗品で取得する物品等にかかる費用において、3万円を超える経費
 - その他補助することが適当でないと思われる経費
- ②領収書は、宛名に申請者名が記載され、「ただし書き」があるものに限りです。
- ③小売りを目的（売上が発生）とした展示会等への出展は対象外です。
- ④原材料費等は、試作にかかるものに限りです。また、試作等を行う場合、原材料受払簿、及び、試作した実績がわかる書類（レシピ、写真等）で確認できるもののみが対象となります。
- ⑤ラベルやパッケージ等を製作する場合、そのデザイン料のみが対象となり、印刷物は対象外です。

⑥著しく高額な旅費や宿泊費は対象外です。

⑦旅費について、以下の場合は片道のみが対象となります。

【例】当事業で認められた商談会（東京都）に出展した後、別の用務で東京都から宮城県に行った場合は、大分-東京間の片道のみの旅費が補助対象となります。

5 補助対象期間

交付決定日から平成29年2月28日（火）までとします。

【本補助金は精算払いとなります。精算払いの事業完了日は、事業にかかった経費の支払いが終わった日となりますので、必ず2月28日までに支払いを完了してください。間に合わない場合は、必ず担当者まで連絡をお願いいたします。】

6 審査の内容

有識者等で構成する「おおいたの幸」ブランド化支援事業選定委員会において審査を行います。

なお、審査は原則非公開とします。

（1）審査方法

① 1次審査（書類審査）

提出された書類を選定委員が審査します。

② 2次審査（プレゼンテーション）

委員に対し、事業計画書に基づいて申請者によるプレゼンテーション（プレゼンテーション用ソフト等使用可）を行っていただきます。

ただし、研究開発支援事業は2次審査（プレゼンテーション）を希望しない場合、省略することができます。

審査日時（10月下旬を予定）は、1次審査通過者へ別途ご連絡します。

（2）審査基準

以下の項目に従って総合的に審査します。

【研究開発支援事業】

- ①大分市産地域資源の活用度
- ②新規性・独自性
- ③事業計画の妥当性
- ④事業実施者の意欲
- ⑤事業実施体制の整然性

【商品化促進支援事業・販売力強化支援事業】

- ①大分市産地域資源の活用度
- ②新規性、独自性
- ③市場性
- ④事業計画の妥当性
- ⑤商品化後の販売戦略の妥当性
- ⑥生産者・地域への波及効果
- ⑦事業実施者の意欲や実施体制の整然性
- ⑧事業経費の妥当性

7 審査後の流れ

(1) 審査結果

2次審査終了後、申請者に審査結果を書面で通知します。

(2) 公表

採択された事業は、事業主体名、事業名、事業概要等を公表する場合があります。ただし、研究開発、新商品開発など外部に公表することが時期尚早なもの、望ましくないものについては、公表範囲を事前に協議し決定します。

(3) 採択後のスケジュール

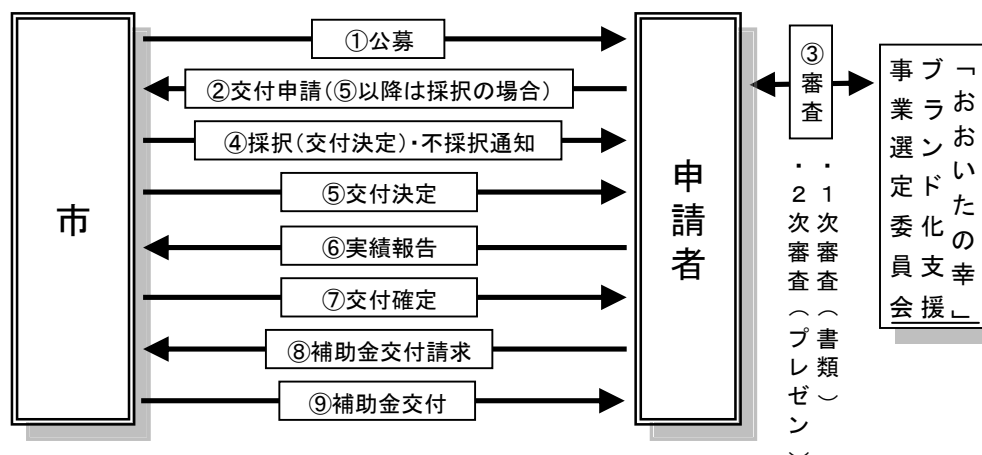
①事業の実施は、補助金交付決定後となります。なお、**事前着工は認めません。**

※補助金交付決定日以前の領収書は、補助対象経費になりませんので注意してください。

②補助金は、**精算払い**となります。

※事業にかかった経費を全額お支払いしていただくことになります。

8 事業のスキーム



9 提出書類

①交付申請書（様式第1号）

②事業計画書（別紙1）

③収支予算書（別紙2）

※原則、見積書や料金表等の経費の根拠となる書類を添付してください。

④消費税課税事業者届出書（別紙3）

⑤誓約書

⑥市町村税の滞納がないことを証明する書類

⑦県内に事業所を有することを証明する書類（申請者の所在地が県外の場合）

大分市ホームページ（URL：<http://www.city.oita.oita.jp/> トップページ）市の組織≫農林水産部≫農政課≫提供情報（農政課）より上記の書類一式をダウンロードしてください。

10 応募の方法

- (1) 郵送又は直接持参してください。
- (2) 提出後、電子データをメールにて大分市農政課あてに送付してください。

11 提出・問い合わせ先

大分市農林水産部 農政課 農産品流通担当班

■住所：〒870-8504 大分市荷揚町2番31号（本庁舎8階）

■TEL：097-537-7025（直通）

■FAX：097-534-6176

■e-mail：nosei3@city.oita.oita.jp

■担当：長藤、佐藤

12 申請締切

平成28年9月30日（金）17時15分必着

※提出書類に不備がある場合、受理できませんので、早めの提出をお願いします。

13 注意事項

- (1) 必ず補助金交付要綱、実施要領をご覧のうえ、申請してください。
- (2) 申請や審査に係る費用は申請者の負担になります。
- (3) 提出された書類は返却しません。副本をご準備ください。
- (4) 事業実施にあたっては、各種法令を遵守してください。
- (5) 申請予定の場合は、必ず事前に農政課までご連絡ください。